

各都道府県知事
各指定都市市長
殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

専門里親研修制度等の運営について（案）

標記については、本日、「里親の認定等に関する省令第19条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修」（平成14年厚生労働省告示第 号。以下「告示」という。）が、別添のとおり公布されたところであるが、これを踏まえ、今後の専門里親研修制度等の運営に関し留意すべき事項を下記のとおり定めたので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう努められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 専門里親研修の実施主体

専門里親研修は、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他相当と認める者に研修の実施を委託することができること。

第2 専門里親研修

1 趣旨

専門里親研修は、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親として必要な基礎的知識や技術の修得など、専門里親の養成を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

専門里親研修は、新規認定時の研修（以下「認定研修」という。）と、専門里親の登録更新時に実施する「継続研修」であること。

3 認定研修

(1) 研修対象者

里親の認定等に関する省令第19条第1項各号に該当する者であること。

具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。

ア 養育里親名簿に登録されている者であって、3年以上の養育の経験を有するものであること。

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたものであること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

里親、児童自立支援専門員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、心理判定員

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。

(2) 研修の実施方法

ア 研修の受付及び承認

(ア) 専門里親になることを希望する者（以下「専門里親希望者」という。）

は、都道府県に以下の書類を提出しなければならないこと。

・ 受講申込書

・ (1)のアからウのいずれかに該当することを証明する書類

(イ) 都道府県は、受講の申込みをした専門里親希望者について書類審査を行い、その受講の可否について、結果を専門里親希望者に通知しなければならないこと。

なお、研修を他に委託している都道府県にあつては、受講者リストを作

成し、委託先に連絡しなければならないこと。

イ 研修の方法

- (ア) 認定研修は、講義、演習及び実習により行うこと。
- (イ) 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。
- (ウ) 告示の別表の系列の欄に掲げる系列のうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。
- (エ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目に関する講義は、スクーリングで行うこと。
- (オ) 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は離職してから3年以内の者については、養育実習を免除できること。

エ 研修期間

- (ア) 研修期間は、原則として、概ね3か月以上とすること。
- (イ) 養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間に履修できる科目は3科目までとすること。
- (ウ) 養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの期間は、概ね3日間とすること。
- (エ) 養育実習科目の実習期間は、のべ7日間とし、宿泊研修を1回は実施しなければならないこと。

オ 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調整を行うこと。

カ 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができること。

4 継続研修

(1) 対象者

専門里親の認定及び登録を受けている者

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として継続研修を実施すること。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこ

と。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、専門里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の登録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

雇 児 発 第 ※ ※ ※ 号

平 成 1 4 年 ※ 月 ※ ※ 日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

養子制度等の運用について（案）

里親制度の運営については、「里親の認定等に関する省令」（平成14年厚生労働省令第 号）、「里親の行う養育に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第 号）及び「里親の認定等に関する省令第19条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修」（平成14年厚生労働省告示第 号）が公布され、「里親の行う養育に関する最低基準」及び「里親の認定等に関する省令」について」（平成14年※月※※日厚生労働省発雇児第 号厚生労働事務次官通知）、「里親制度の運営について」（平成14年※月※※日雇児発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）及び「専門里親研修制度等の運営について」（平成14年※月※※日雇児発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が発出されたところであるが、これらの通知により、里親制度及び養子制度等の運用を定めた「里親等家庭養育の運営について」（昭和62年10月31日厚生省発雇児第138号厚生事務次官通知）及び「里親等家庭養育運営要綱の実施について」（昭和62年10月31日雇児発第901号厚生省児童家庭局長通知）が廃止されたことから、今般、養子制度等の運用について、下記のとおり定めることとしたので、遺漏のないよう努められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245号の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

第1 養子制度の意義

児童福祉における養子制度の意義は、保護者のない児童又は家庭に恵まれない児童に温かい家庭を与え、かつその児童の養育に法的安定性を与えることにより、児童の健全な育成を図るものであること。

第2 養子縁組の概要

1 養子縁組には、民法第792条以下において規定する養子縁組（以下「普通養子縁組」という。）と民法第817条の2以下において規定する特別養子縁組とがあるものであること。

(1) 普通養子縁組

ア 未成年者を養子とするには、原則として、養子となるべき者の居住地の家庭裁判所の許可を受けなければならないこと。

イ 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならないこと。

ウ 養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができること。この場合、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければならないこと。

エ 尊属又は年長者を養子とすることはできないこと。

オ 配偶者のある者が未成年者を養子とするには、原則として配偶者とともにしなければならないこと。

2 特別養子縁組

(1) 養親となるべき者の居住地の家庭裁判所の審判により、養子と実方の父母及びその血族との親族関係を終了させる特別養子縁組を成立させることができる。この場合において、養親となる者が養子となる者を6か月以上の期間監護した状況を考慮するものであること。

(2) 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときは、これを成立させるものであること。

(3) 特別養子縁組の成立には、原則として養子となるべき者の父母の同意がなければならないこと。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでないこと。

(4) 養子となるべき者は、6歳未満でなければならないこと。ただし、その者が

8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となるべき者に監護されている場合はこの限りでないこと。

(5) 養親となる者は、配偶者のある者でなければならないこと。また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならない場合は、原則として養親となることができないこと。

(6) 25歳に達しない者は、養親となることができないこと。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでないこと。

第3 児童相談所の役割

児童相談所長は、要保護児童対策の一環として、保護に欠ける児童が適当な養親を見出し、適正な養子縁組を結べるよう努めること。

第4 養子縁組のあっせんに関する手続について

1 自己の養子とする児童のあっせんを希望する者（以下「養子縁組希望者」という。）の相談を受けた児童相談所長は、その家庭調査を行い、その者が養親として適当であるかどうかの認定を行うこと。

2 自己の子を他の者の養子とすることを希望する者の相談を受けた児童相談所長は、その児童につき調査を行うこと。

3 児童相談所長が、児童及び養子縁組希望者について調査及び認定を行う場合には、原則として養育里親に関する調査、認定の場合と同様であること。

4 児童相談所長は、養子縁組希望者及び児童につき調査、認定をした後、養子縁組希望者及び児童（児童福祉法等の規定によって通告又は送致された児童を含む。）につき、養子縁組のあっせんを行うことが適当と判断される者がいるときは、次に掲げる手続により進めること。ただし、この場合、養子縁組希望者に児童を少なくとも6か月以上養育里親として養育することを勧めることが適当であること。

(1) 児童相談所長は、養育里親又は短期里親の要件に該当しない等の事情により里親委託を行わない場合には、養子縁組希望者に対し児童福祉法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導し、都道府県知事に対し同法第27条第1項第2号の措置を要すると認める旨報告する等、養育里親又は短期里親の場合と同等の指導体制を採ること。

(2) 児童相談所長は、児童の戸籍がないか又は判明しない場合は、戸籍法（昭和22年法律第224号）の定めるところにより必要な手続を採ること。

(3) 児童相談所長は、児童が15歳未満で法定代理人がいない場合は、民法第841条の規定により児童の居住地の家庭裁判所に対し後見人選任の手続を採ること。

こと。

(4) 普通養子縁組の場合

児童相談所長は、児童が15歳以上であって普通養子縁組を希望しているか、又は児童が15歳未満であってその法定代理人（児童福祉施設の長を含む。）等が児童の普通養子縁組を希望している場合であってそれが適当と判断されるときには、普通養子縁組のあっせんを行うこと。ただし、この場合でも普通養子縁組に対する家庭裁判所の許可が必要であること。

(5) 特別養子縁組の場合

児童相談所長は、児童が6歳未満であり、かつその児童の父母（養父母を含む。）が児童の特別養子縁組に同意している場合等であってそれが適当と判断されるときには、特別養子縁組のあっせんを行うこと。ただし、この場合でも特別養子縁組に対する家庭裁判所の審判が必要であること。

- 5 里親が、委託されている児童と養子縁組を希望する場合には、児童相談所長は、事情を十分調査した上で、それをまとめるように努めること。

第5 離縁の訴について

児童が15歳未満であって、普通養子縁組の結果が児童のため適当でないことを発見し養親が協議上の離縁をしない場合は、家庭裁判所により離縁後に子の後見人となるべく選任された児童相談所長は、離縁の訴を提起することができること。

なお、児童相談所長は特別養子縁組の離縁の訴を提起することはできないこと。

第6 都道府県間の連絡

都道府県にまたがる養子縁組のあっせんについては、里親に関する都道府県間の連絡の場合と同様に、各都道府県知事は相互に緊密な連絡をとり必要な協力を行うこと。

第7 家庭裁判所との協力・連絡

- 1 児童相談所長は、養子縁組につき家庭裁判所から調査等を依頼された場合において、児童福祉の観点から必要と認められるときには、協力を行うこと。
- 2 児童相談所があっせんした養子縁組又は里親に委託した児童が養子縁組を結ぶ場合には、当該養子縁組をあっせんした児童相談所又は里親委託の措置を採った児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行うこと。
- 3 2以外の場合については、児童の居住地を管轄する児童相談所が中心となって家庭裁判所と連絡を行うこと。

(別紙)

里親支援事業実施要綱

第1 目的

里親及び里親になることを希望する者に対し、研修を実施することにより、児童福祉への理解を深め、養育技術の向上、里親委託の促進及び里親の開拓を図り、もって要保護児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。

さらに、委託児童の適切な養育を確保するために、委託児童の養育や里親自身に関する養育相談を実施するものである。

第2 実施主体

この事業の実施主体は都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）とする。

都道府県は、研修等を必要に応じて関係団体に委託して実施できることとする。

第3 事業内容

1 里親研修事業

研修の種類は、基本研修と専門里親研修であること。

(1) 基本研修

基本研修は、里親制度及び児童の養育についての基本的な知識や技術の習得を図ることを目的とすること。

(2) 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年※※月※※日雇児発※※※号「専門里親研修制度等の運営について」により定められたものとする。

2 里親養育相談事業

(1) 趣旨

委託児童の適切な養育を行うためには支援が必要であり、里親（家族を含む。）に対して、委託児童の養育や里親自身等に関する相談を実施すること。

(2) 対象

現に児童を委託されている里親やレスパイト・ケアのために児童の養育を行っている里親とすること。

(3) 事業内容

ア 実施機関の指定

(ア) 都道府県は、あらかじめこの事業を実施する機関を指定する。

(イ) 実施機関は、児童相談所、児童家庭支援センター、里親等への養育相談などができる施設とする。

イ 事業内容

里親からの相談に応じ、委託児童の養育状況の把握に努め、児童の養育などについて適切な指導や助言を行うこと。

なお、児童相談所以外の実施機関において、里親に対して訪問指導や助言をする必要、あるいは委託児童を里親が養育することが不適當であると判断した場合には、速やかに児童相談所に対して連絡をとり、その状況について報告すること。

(4) 実施方法

ア 児童相談所等に里親対応専門の職員（非常勤）（以下「里親対応専門員」という。）を配置し、里親家庭に対し、委託児童や里親自身に関する養育相談を実施すること。

イ 里親対応専門員は、以下の要件を満たすこと。

(ア) 児童相談所での児童福祉司経験者など里親養育について精通していること。

(イ) 児童相談所の指導担当者と連携、調整ができ、かつ里親からの直接の相談に応じられること。

ウ 里親対応専門員は、養育相談を希望する里親家庭に対して、定期的な面接を実施し、その内容を実施機関に報告すること。

エ 実施機関は、里親対応専門員からの報告に対して、必要な助言をすること。

オ 実施機関は、児童相談所の指導担当者と綿密な連携を図ること。

カ 里親対応専門員は、相談上知り得た児童や里親家庭に関する秘密を、正当な理由なく漏らしてはならない。

第4 実施に当たっての留意事項

- 1 実施に当たっては児童相談所、福祉事務所、児童委員、児童福祉施設、里親会及び社会福祉協議会等関係団体と連携を図り、効率的に実施すること。
- 2 里親研修事業については、実施時期、実施回数等はより多くの対象者が参加できるように配慮すること。
- 3 専門里親研修について、通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所に委託することができること。

第5 国の助成

1 経費

国は、都道府県がこの事業のため支出した費用を別途定めるところにより補助するものとする。

2 当省との協議

都道府県は、国の助成を受けようとするときは、別途定めるところにより、あらかじめ当省に協議しなければならない。